

## 「Special プロジェクト 2020」ロゴマーク使用規約

平成 30 年 5 月 18 日  
スポーツ庁次長決定

### 1. 目的

「Special プロジェクト 2020」委託要項（平成 29 年 3 月 10 日スポーツ庁次長決定）に基づき実施する委託事業を受託した者、その他「Special プロジェクト 2020」委託要項の「1. 趣旨」に合致する取組を実施する者が、その取組について積極的に情報発信を行うために、「Special プロジェクト 2020」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに当たり、遵守すべき事項について「Special プロジェクト 2020」ロゴマーク使用規約（以下「規約」という。）を定める。

### 2. ロゴマーク

ロゴマークは、以下に掲げるものとする。



### 3. ロゴマークを使用できる者

ロゴマークは、「Special プロジェクト 2020」の趣旨に合致する取組を実施する者が、無償で使用することができる。

### 4. ロゴマークの使用方法

- (1) ロゴマークは、「Special プロジェクト 2020」の取組の実施及びその周知・広報等に関する用途に限り、使用することができる。
- (2) ロゴマークを変形、回転させたり、一部を切り取って使用したりしてはならない。
- (3) ロゴマークを営利目的で利用してはならない。
- (4) ロゴマーク使用者が本規約に違反し又は不適切なロゴマークの使用を行ったとスポーツ庁が判断した場合は、ロゴマークの使用の中止を求めることがある。この場合、ロゴマーク使用者は直ちにその措置に従わなければならない。

### 5. 使用の報告

ロゴマークを使用した者は、スポーツ庁に対し、別紙様式により報告しなければならない。

- (1) 「Special プロジェクト 2020」委託要項に基づき実施する委託事業を受託した者  
当該事業の委託事業完了報告書及び委託事業成果報告書の提出をもって、別紙様式の提出に代えるものとする。
- (2) (1)のほか、「Special プロジェクト 2020」委託要項の「1. 趣旨」に合致する取組を実施した者  
別紙様式による使用報告を、使用終了の日から 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までにスポーツ庁に提出しなければならない。

#### 6. 規約の改訂

本規約は、スポーツ庁により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

以上